

岩美町ケアマネジメントに関する保険者の基本方針（概要）

1. 基本方針策定の趣旨

高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すために、岩美町におけるケアマネジメントに関する基本方針を示します。

2. 介護保険法の基本理念

介護保険法では、介護等が必要な状態になっても尊厳を保持し、その人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを基本理念としています。

また、保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行わなければならないこと、保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないこととされています。

3. ケアマネジメントに関する基本方針

ケアマネジメントの実施にあたり、次の基本方針を念頭に置いておく必要があります。

①尊厳の保持、自立支援に対する考え方

ケアマネジメントは、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。

②利用者本位に対する考え方

利用者本位とは、利用者のいうままにプランをつくるのではなく、利用者の希望を聞き、価値観を尊重しながら、利用者の背景を分析し、利用者が正しい判断・選択ができるように情報提供や心理的サポートを行い、利用者が自らのために適切な介護サービスを利用できるように支援する必要があります。

③公正中立の視点

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

④多職種、関係機関との連携

ケアマネジメントの提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、サービス提供事業者や医療機関など高齢者の支援に関わる職種との連携・協働が必要です。多職種協働を実践するために、専門職の意志統一を図り、効果的な支援につなげることが重要です。

4. 参考

介護保険法（平成9年法律第123号）

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない